

令和8年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年7月24日

決 裁			
会 長	局 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年7月24日（金）午後3時30分から午後3時54分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（12人）

会 長： 1 番： 松村 孝市

委 員： 3 番： 片野 敏彦

委 員： 5 番： 片野 賀津雄

委 員： 9 番： 三宅 寿晴

委 員： 11 番： 長谷川 孝広

委 員： 13 番： 三浦 幸子

委 員： 4 番： 柳澤 兵庫

委 員： 6 番： 川上 勝之

委 員： 8 番： 安城 守英

委 員： 10 番： 今井 輝子

委 員： 12 番： 本間 浩

委 員： 14 番： 藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員： 中条： 15 番： 高橋 一栄

委 員： 乙： 17 番： 小泉 正

委 員： 築地： 19 番： 信田 寿幸

委 員： 黒川： 21 番： 中川 金男

委 員： 中条： 16 番： 吉村 優作

委 員： 乙： 18 番： 井上 優彦

委 員： 築地： 20 番： 水澤 幸男

委 員： 黒川： 22 番： 中山 学

4 欠席委員（2人）

会長代理： 2 番： 榎本 太

委 員： 7 番： 南波 雅子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：小野智裕、主事：五十嵐一磨

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 8 年 7 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 12 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11 番長谷川孝広委員、12 番本間浩委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、6 月の総会以降の行事等の内容であります。 7 月 13 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会総代会が新発田市で開催され、松村会長、榎本代理が出席してございます。 7 月 17 日、7 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。 7 月 24 日、胎内市農業委員会視察研修会を関川村農業委員会及び有限会社上野新農業センターで行い、19 名の委員の皆様に出席していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 2 件であります。 1 番の案件は、譲渡人からの要望により坪穴地内の田について売買するもので、面積は合計 5 筆 5,149 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。現在、譲受人が代表の農事組合法人で賃貸借により耕作されている状態です。 2 番の案件は、譲渡人からの要望により東牧地内の畑について売買するもので、面積は 1 筆 247 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円です。譲受人の耕作面積はありませんが、この農地に近隣の住宅を購入しており、今後胎内市で生活することになっております。営農計画書も提出いただいております。 第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について、9 番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。
9 番	それでは、ご報告いたします。

	去る 7 月 17 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 2 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、カーポート設置のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、下館地内の休耕畑において、カーポートを設定するため転用で、申請面積については、1 筆 169 ㎡であります。一部駐車場として利用しており、今後は農地法を順守し、このような違反が無いように法令遵守に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の事前審査結果について、9 番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。
9 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、カーポート設置のための転用が 1 件であります。

	詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案は、建売住宅及び建築条件付き土地分譲のための転用が 1 件、集合住宅のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件、山砂採取のための事業計画変更が 1 件の計 4 件であります。 1 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、建売住宅の建築及び建築条件付き土地分譲のための転用で、申請面積は合計 3 筆 606 m²、建売住宅の建築面積は 101.85 m²、建築条件付き土地分譲地に建築予定住宅の建築面積は 61.94 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 建築条件付き売買については、平成 31 年 3 月 29 日農林水産省からの通知により、農地転用許可関係事務取扱要領に定められており、売買契約等により建築することが確実に見込まれるときは、許可できるものとされております。 2 番の案件は、加賀新地内の休耕田において、集合住宅を建築するための転用で、申請面積は合計 2 筆 743 m²、建築面積 790.28 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 3 番の案件は、築地地内の畑において、山砂採取のための一時転用であります。 所用面積は合計 3 筆 5,055.53 m²、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。 議案書 4 ページをお願いします。

	4 番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、当初計画期限での山砂採取が困難なため、期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 9 月 15 日までの許可を、令和 9 年 9 月 15 日までとするものであります。山砂採取面積の変更はありません。 3 番は、面積が 3,000 m²を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。 第 3 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 議案書 5 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 3 号議案の事前審査結果について、9 番三宅寿晴事前審査委員長から報告をお願いします。
9 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、建売住宅及び建築条件付き土地分譲のための転用が 1 件、集合住宅のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件、山砂採取のための事業計画変更が 1 件の計 4 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可及び承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。
6 番	2 番の案件で、所用面積は 743 m²でしたが、建築面積はそれよりも大きいということか。
事務局	建築場所土地で農地の部分が 743 m²で、その他に雑種地等農地でない土地もあるため、建築面積が農地の所用面積より大きくなっています。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の 1 番、2 番及び 4 番については、県農業会議に諮問せずに許可及び承認し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は举手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。

よって、第 3 号議案の 1 番、2 番及び 4 番については、県農業会議に諮問せずに許可及び承認し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和 8 年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年7月24日

議 長

11 番

12 番
